に200kHzの整数倍を加えたもの	加えたものであって、帯域幅が200kHzのチャネルをいう。）の帯域幅	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百九十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百十三号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一　開設計画に記載すべき事項 ［一～五　略］ 六　混信等の防止に関する事項 九〇〇MHz帯開設計画にあっては次の1、七〇〇MHz帯開設計画にあっては次の2に掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）及び電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画及びその根拠 1　九〇〇MHz帯開設計画に係る無線局 ［㈠　略］ ㈡　無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第四十九条の三十四に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局 ［㈢～㈦　略］ ［2　略］	**別表第一**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　［同上］ 1　［同上］ ［㈠　同上］ ㈡　無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局 ［㈢～㈦　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［同左］

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百九十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		［同左］	
特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差	［同左］	［同左］
［一～八　略］		［一～八　同左］	